

事業主 殿

(公社)建設荷役車両安全技術協会
愛媛県支部 事務局

ショベルローダー等定期自主検査者安全教育の実施について

ショベルローダー等(ショベルローダー及びフォークローダー「以下ショベルローダー等」という。)については、車両系荷役運搬機械に係わる規定に基づき、一年以内に1回、定期自主検査を実施するように安全衛生法に定められており、実施者は「ショベルローダー等定期自主検査者安全教育実施要領」に基づく安全教育を終了することになっております。

当支部では下記の通り安全教育を実施することと致しましたので、貴事業所における該当者を是非受講させていただき、ショベルローダー等の点検整備並びにショベルローダー等における災害防止に資するようご案内申し上げます。

記

1. 開催日時 令和6年1月27日(土) 9:00～17:00
2. 開催場所 テクノプラザ愛媛 松山市久米窪田町337-1
TEL; 089-960-1100
3. 受講人員 15名
受講対象者
 - ① 労働安全衛生法45条(労働安全衛生規則第151条の31)によるショベルローダー等のショベルローダー等の定期自主検査(年次検査)の業務に従事する者
 - ② イ・ショベルローダー等の月次検査に従事する者
ロ・ショベルローダー等の定期自主検査を行う業者(検査・整備業)に属する者
4. 安全教育カリキュラム 7時間
 - 1 ショベルローダー等の定期自主検査の意義 0.5時間
 - 2 ショベルローダー等の検査に必要な一般的事項に関する知識 2.0時間
 - 3 ショベルローダー等の検査の方法に関する知識 4.0時間
 - 4 関係法令及び災害事例 0.5時間
5. 受講料 会員:12,980円 一般:15,070円 (税込)
(テキスト代を含みます)テキストは当日お渡しします。
6. 申込方法 別添申込書(様式61-B号)に記入の上、郵送又はFAXにて申込下さい。
後日、関係資料を送付致します。(FAX: 089-941-7361)
7. 申込先 (公社)建設荷役車両安全技術協会愛媛県支部
TEL:089-941-6740 FAX:089-941-7361
〒790-0003 松山市三番町7丁目8-1 山本ビル2階
8. 申込期限 令和6年1月12(金)

注: 当教育のショベルローダーとは車体前方に備えたショベルをリフトアームにより上下させて
バラ物荷役を行う2輪駆動の車両です。
車両系建設機械ではありません。

⑧ ショベルローダー等

* 受付番号	
* 受付日	年 月 日
* 登録番号	
* 顧客コード	

ふりがな		
受講者氏名		
生年月日		年 月 日
現住所		〒
電話番号		TEL - -
勤務先	会員番号	
	ふりがな	
	事業所名	
	所在地	〒
	電話番号	TEL - -

「保有する資格」について該当する項目の記号を○で囲んで下さい。

		【保有する資格】
A	クレーン機能付 車両系建設機械	イ. 事業内検査者(整地・運搬・積込み・掘削用及び解体用機械) ロ. 検査業者検査員(整地・運搬・積込み・掘削用及び解体用機械) ハ. その他
B	ショベルローダー等	イ. 事業内検査者 ロ. 検査業者検査員 ハ. ショベルローダー等運転技能講習修了者 ニ. 自動車整備士の資格者 ホ. その他

*** 注) 保有する資格を証明する修了証又は証書の写しを必ず添付して下さい。**

受講者又は研修担当者職氏名：

愛媛県支部 御中

※※ ご記入頂いた個人情報につきましては、公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会が責任を持って管理し、当協会が実施するその他研修、各種セミナー、講習会、調査等の目的以外に使用することはありません。